令和９・10年度建設工事競争参加資格審査申請の受付について

独立行政法人都市再生機構

１　競争参加申請資格

競争参加の申請を行う者は、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものとします。

(1)　契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ていない者でないこと又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(2)　一定の不誠実な行為により当機構から競争参加資格を取り消された者にあっては、その後２年間を経過していること。
(3)　経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
(4)　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者でないこと（「その他」の工事種別のうち建設業法上の許可を必要としないものを希望する者を除く。）。
(5)　共同企業体については、その構成員が(1)から(4)までに該当する者であること。
(6)　競争参加資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の記載又は記載漏れがないこと。

注　平成19・20年度から、同一地区・同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録ができなくなりました。
なお、経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。
また、単体企業としての認定を受けた後、経常建設共同企業体として申請を希望する場合は、当該工事種別について、単体企業としての認定を取り下げる旨の届出を添付した場合に限り、申請を受け付けるものとします。

２　申請の方法及び時期

(1)　定期受付は、インターネット方式（国土交通省、独立行政法人等が実施する一元受付）により受付を行います。
本掲示の１、４及び６(1)を確認の上、別紙を御覧ください。
※　共同企業体（経常ＪＶ）等インターネット一元受付によることができない申請のみ電子メール方式にて受付を行います。
期間：令和８年12月１日(火)から令和９年１月15日(金)まで

(2)　随時受付は、電子メール方式により受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に当機構令９・10工事審査担当に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。
期間：令和９年２月１日（月）以降、随時（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

※定期受付・随時受付ともに申請者負担の軽減及び受付事務の効率化の観点から文書持参方式での受付は行いません。

３　申請書類の送付先

申請書類は、下表のとおり受付を行います。
なお、２地区以上に登録を希望する場合も、申請書類の提出は１部で足りるものとします。

申請者の本社（店）の所在地（都道府県）	登録地区	定期受付	随時受付
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、北海道、富山、石川	東日本地区	**インターネット一元方式で申請してください。** なお、共同企業体（経常ＪＶ）等のインターネット一元受付によることができない申請は、電子メール方式で提出してください。 **＜機構 HP＞** **https://www.ur-net.go.jp/order/info.html** ※電子メール方式の申請方法については、11月２日（月）以降詳細を別途公表いたします。	**電子メール方式で申請してください。** **＜機構HP＞** **https://www.ur-net.go.jp/order/info.html** ※電子メール方式の申請方法については、11月２日（月）以降詳細を別途公表いたします。 ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。 **〒８６０－０８０４** **熊本市中央区辛島町5-1** **日本生命熊本ビル12階** **独立行政法人都市再生機構** **令９・10工事審査担当** **電話096-288-1652** **※持参等によるご来訪はご遠慮願います。**
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区		
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知	関西地区		
山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	九州地区		

４　受付工事種別

建築、土木、電気、管、造園、保全建築、保全土木、塗装、防水、機械設置、畳、ふすま、舗装、汚水処理施設、その他

５　提出書類

(1)　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
(2)　総合評定値通知書の写し
(3)　営業所一覧表
(4)　業態調書
(5)　納税証明書（その２）の写し
(6)　納税証明書（その３等）の写し
(7)　経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む。）又は事業協同組合（官公需適格組合で、格付審査の特例の適用を希望するもの）で競争参加を希望される場合は、共同企業体等調書
(8)　経常建設共同企業体で競争参加を希望される場合は、共同企業体協定書の写し
(9)　委任状（行政書士等による代理申請の場合）

６　競争参加資格の有効期間

(1)　定期受付：令和９年４月１日から令和11年３月31日まで
(2)　随時受付：競争参加資格の認定の日から令和11年３月31日まで

７　申請書類等の入手方法

(1)　定期受付（インターネット方式）の場合、次のホームページアドレスにアクセスをして、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、取得したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に入手することができます。
https://www.pqr.mlit.go.jp/
(2)　定期受付（インターネット方式対象外）及び随時受付の申請書類は、次のホームページアドレスにアクセスをして、令和８年11月２日からダウンロードすることにより入手することができます。
https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

８　その他

(1)　定期受付における電子メール方式及び随時受付における電子メール方式と文書郵送方式においては、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は申請書類の受付を行いません。
(2)　手続等について不明の点は、**資格審査担当（電話 096-288-1652）**にお問合せ願います。

別　紙

インターネットによる申請について（建設工事）

国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネットによる一元受付では、申請者の本店所在地の区分にかかわらず、下記アドレスにアクセスし、申請用データの作成に必要なパスワードを入手の上、申請用データを送信してください。

アドレス　**https://www.pqr.mlit.go.jp/**

受付に係る日程は以下のとおりです。

・申請パスワードの受付

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 28 日（月）まで

・申請用データ受付

令和８年 12 月１日（火）から令和９年１月 15 日（金）まで

※　上記期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日（火）～１月３日（日））の終日及び平日の 17：00～９：00 の間は、システムを運休していますので、ご注意ください。

なお、次の要件に該当する場合は、インターネット方式では対応していないため、電子メール方式により受付を行います。

○　「その他」の工事種別のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていない場合

○　経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む。）に係る申請の場合

○　事業協同組合で特例計算を希望する場合

○　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

○　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合を除く。）

○　合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

○　グループ経審・持株会社経審を受けた者で、点数加算措置を希望する場合

○　会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

○　民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

以　上